

葉山町議会通年議会の試行実施に関する規則

葉山町議会通年議会の試行実施に関する規則を次のとおり制定する。

(別 紙)

令和7年3月14日提出

議会運営委員会
委員長 土佐洋子

提案理由

令和7年第2回定例会を通年議会として試行実施することに伴い、必要な事項を定めるため提案するものであります。

葉山町議会規則第 号

葉山町議会通年議会の試行実施に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、葉山町議会の定例会の回数に関する条例（昭和31年葉山町条例第195号）附則第3項の規定による令和7年の定例会の実施及び通年議会の試行実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定例会の招集時期)

第2条 令和7年の定例会は、2月に招集される第1回定例会及び5月に招集される第2回定例会の2回とし、第2回定例会を通年議会として実施する。

(通年議会の会期)

第3条 通年議会の会期は、5月の招集日から翌年4月末日までとする。

(会議の種類等)

第4条 通年議会において開く各会議の定義は、[次の各号](#)に定めるところによる。

- (1) 招集会議 定例会の招集により開く会議をいう。
- (2) 定例会議 定例的に再開する会議をいい、6月、9月、12月及び翌年2月（以下「定例月」という。）に再開するものとする。ただし、再開する月は、都合によりこれを変更することができる。
- (3) 臨時会議 町長又は議員からの要請に基づき、緊急に再開する会議をいう。

(会議の呼称)

第5条 通年議会における会議の呼称は、定例会議においては、再開する定例月毎に令和7年葉山町議会第2回定例会〇月定例会議とし、臨時会議においては、その再開される月毎に令和7年葉山町議会〇月臨時会議とする。

(会議の期間)

第6条 通年議会における会議の期間（以下「会議期間」という。）は、議長が議会運営委員会に諮ったうえで、当該各会議の初めに決定する。

(一事不再議)

第7条 通年議会中に議決された事件については、同一会議期間中は再び提出することができない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、通年議会の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年5月1日から施行する。
- 2 この規則は、令和8年4月30日までその効力を有する。

規則の概要

題 名

葉山町議会通年議会の試行実施に関する規則

1 趣 旨

令和7年の定例会の実施及び第2回定例会を通年議会として試行実施することに関し、必要な事項を定めることとした。

2 内 容

- (1) 令和7年の第2回定例会を、5月の招集日から翌年4月末日までの通年議会として実施することとした。
- (2) 通年議会において開く各会議の種類及び呼称を定義することとした。
- (3) 各会議の期間は、会議の初めに「会議期間」として定め、同一会議期間中を一事不再議の期間とすることとした。

3 施行期日等

- (1) この規則は、令和7年5月1日から施行することとした。
- (2) この規則は、令和8年4月30日まで効力を有することとした。